

講義年月日	2002年6月12日 (水)
講演者	加藤 好郎氏 (慶應義塾大学三田メディアセンター事務長)
テーマ	著作権問題と流通基盤整備
講義内容	<p>1. ILLサービスと関連法規 ILLサービス 利用者の多様化する情報要求、予算の削減、書庫の狭隘化等の影響により その重要性が増大。 著作権法第31条「: 図書館等における複製」について規定。</p> <p>2. 複写業務に関わる組織 大学図書館側 : 国公立大学図書館協力委員会 権利処理機構側 : 日本複写権センター (1991年発足)</p> <p>3. 二者間の交渉経過 1993年6月 : 複写に関するガイドライン (案) 提示 1993年7月 : 上記に対する常任幹事会の見解を提出 1999年3月 : 大学図書館における文献複写に関する実務要項 A (案) 提出 2000年2月 : 上記に対する複写権センターの見解を提出 2001年6月 : 著作権問題についてのアクションプラン」 著作権啓発ポスターの作成配布 誓約書をかねた文献複写申込書雛形の作成 大学図書館における著作権問題 Q & A」の作成</p> <p>4. 著作権に関わるその他の動向 これまで、図書館サービスにおける著作権問題といえば、複写業務が中心であった。が、情報通信技術の急速な発展により 図書館資料の利用形態が変化・多様化し、従来の例外規定に当てはまらない面が生じてきているという認識のもと、文部省生涯学習局が研究協力者会議を設けて検討し、「コンピュータ インターネットを活用した著作物等の教育利用について (報告)」(2000年9月)をまとめた。これを受け、2000年12月から文化庁が著作権審議会 (2001年1月からは、文化審議会著作権分科会) の下に、「図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」を設置して、「権利制限規定」の見直しを中心に、具体的な問題点について検討した。</p>
用語	・ILL (Inter Library Loan): 図書館間貸出 (現物貸借 / 文献複写 / DDS = ドキュメントデリバリー サービス)。相互協力によって、資料を共有する。
感想	本講義は、図書館の資料は著作物で構成されており それゆえ著作権法の規定に基づき利用しなければならない」という大前提を再認識することを目的とし、関連事項の確認、問題点の整理をした。これによって私が痛感したのは、図書館サービスを展開していく上で、たいへん重要な本件の動向を注視し、利用者に対して、「著作権」について啓発するとともに、資料を「適切に」提供しなければならないという点である。
配付物	大学図書館における著作権問題の現状と今後」 複写に関するガイドライン (案) 抜粋」 大学図書館における文献複写に関する実務要項 A (案)」 著作権問題についてのアクションプラン」
備考	2002年12月 : 「セルフ式コピー」について基本合意成立 2003年1月 : 大学図書館における文献複写に関する実務要項」 藤田節子 「図書館 情報サービス機関における著作権ルール確立の可能性」『情報の科学と技術』、Vol.48, No.8, 1998, p.448-453 石井啓豊 「資源共有の新展開とILL / DDサービスの展望」『情報の科学と技術』、Vol.49, No.8, 1999, p.378-386 黒澤節夫 「ILLと著作権」『情報の科学と技術』、Vol.49, No.8, 1999, p.399-404 南亮一 「図書館資料貸し出しと複写の法的裏付けについて」『情報の科学と技術』、Vol.51, No.11, 2001, p.573-578 名和小太郎 「学術情報と知的所有権」、東京大学出版会、2002.5 「図書館サービスと著作権」『図書館界』、Vol.54, No.2, 2002. 7, p.50-129 名和小太郎 「著作権法」『図書館を支える法制度』、勉誠出版、2002.11, p.61-80 第 2回シンポジウム 学術コンテンツ流通と著作権」『大学図書館研究』、Vol.67, 2003.3, p.76-88